



医薬品副作用被害救済制度は、医薬品等を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害を受けた方に対して、医療費等の給付を行い、被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的として、昭和 55 年に創設された制度です。

当院では救済制度利用は 1987 年を初年に本年までで 2 例の死亡を含む 43 例を申請しており、内、毎年 1 件以上の申請を行っています（2018 年 1 件、申請率：100%）。全国全医療機関の総申請数の総計が（760～800 未満/年）であることから考えると、病床数 99 床の当院の申請数は非常に高い件数です。

これは他院と比べて副作用発生割合が高いのではなく、積極的な救済制度利用を行う情報収集・申請支援体制が整っている事によるものと評価しています。

2018 年は申請件数は変わりませんでした。

医薬品副作用被害救済制度申請割合

分子	内、救済制度を申請した患者数
分母	医薬品の副作用によって入院または入院が延長した患者数

表示：年間合計

今後も、副作用の早期発見、重症化の未然防止の為に副作用事例・情報を収集し院内・系列診療所での情報共有に努めると共に、被害患者の救済の為に積極的に救済制度の利用をすすめていきます。

